

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19530777
 研究課題名（和文） 昭和戦前期の中等教育段階における公民教育－戦後初期の「社会科」との関係において－
 研究課題名（英文） Civic Education in Secondary Schools in Showa Period before World war II
 研究代表者
 木村 勝彦（KIMURA KATSUHIKO）
 茨城大学・教育学部・教授
 研究者番号：60241759

研究成果の概要：本研究は戦前の中等学校における公民教育がいかなる実態を持っていたか。特に昭和6年に設置され、昭和18年にカリキュラム上から姿を消した「公民科」について「修身」との関係を考慮しつつ、その消滅と要因を教育審議会資料等、諸資料から検討した。研究成果は次の2点である。①中央の行政側が大きな変革として考えているこの時期の国家観念の強調に対して、現場では実践的問題との対応というクッションによって受け止めていたこと、②戦前の公民教育と戦後の「公民教育構想」との類似性が内容・方法においてみられるという指摘を再確認したこと、である。このことは現在の教育課程改革においても行政側の理念と現場側の受け止め方に一定の差があることを考える必要があることを示唆している。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教科教育学

キーワード：公民教育 公民科 中等教育

1. 研究開始当初の背景

戦前の公民教育に関する研究については、堀尾輝久、高山次嘉、中野重人、齊藤利彦らによって主として公民教育の形成過程を中心に検討が行われてきた。しかしながら、先行研究においては特に昭和10年代の公民教育

の変質過程に対する検討が十分に行われてきたとはいえない。一方で、筆者は、これまで、現在の公民教育を含めた社会科教育の本質把握のために、歴史的アプローチをとり、「初期社会科」の研究を行った後（木村勝彦、「西多摩プラン」における社会科教育論の考察－今井誉次郎の社会科教育論の視点から

－『筑波大学教育学研究集録』第11集、49-60(1987)等参照)、第二次世界大戦前の先行経験としての公民教育の歴史的検討を明治期から昭和期にわたって行ってきた。本研究は、筆者のこうした問題関心と現在の研究状況に鑑み、これまで筆者が行ってきた研究をさらに発展させて、十分な成果があがっていないと考えられる昭和10年代の中等学校における公民教育について検討しようとしたものである。また社会科の先行経験としての公民教育研究の必要性から戦後の「公民教育構想」との関連にも目を向けることとした。この研究によって、初期の社会科研究、具体的には戦後初期の公民教育構想との関連を明らかにし、現在の高等学校「公民科」あるいは中学校社会「公民的分野」についても、公民的資質の歴史的検討という視点から将来の指針を示し得ると考えた。

2. 研究の目的

上記の目的達成のため、本研究は、戦前の公民教育の実態を制度的な観点を中心に教育内容・方法にわたって検討し、更にそこで得た知見をもとに、戦前の公民教育と、戦後、成立した教科「社会科」との制度的、方法的・内容的関係について戦後の公民教育構想を通して考察を及ぼそうと考えた。またそのことで現在の中学校社会「公民的分野」、高等学校の「公民科」に対して何らかの示唆を得られると考えた。

(1) 戦前の中等学校における公民教育がいかなる実態を持っていたか。特に昭和6年に設置され、昭和18年にカリキュラム上から姿を消した「公民科」について「修身」との関係を検討しつつ、消滅要因を教育審議会資料等、諸資料から検討する。

(2) 上記の作業は、中央の行政的な観点からの公民科の検討になるが、そこで得た枠組みが、地方において、どのように反映されているかを検討する。

(3) 以上の成果及び既に検討を行っている師範学校に対する研究の成果(木村勝彦、戦前の師範学校における公民教育－昭和10年代の師範学校における『公民科』及び『国民科修身公民』の検討を通して－『社会科教育研究』第93号(日本社会科教育学会)、1-12(2004))をもとに戦前の公民教育のいわゆる変質過程と戦後の「社会科」成立との関連性を公民教育構想との関係から検討し、社会科教育における公民教育の意味を考える。

3. 研究の方法

【平成19年度】

(1) 誌論文の収集

現在既に所持している資料に加えて『教育関係雑誌目次集成』(教育ジャーナリズム史研究会編)等によって旧制中等学校関係の公民教育に関する文献及び資料をリストアップし、主として戦前の教育関係雑誌の存在状況から国会図書館、東京大学教育学部図書室及び筑波大学中央図書館において資料の収集を行った。

(2) 公民教育関係書籍の収集

上記作業と平行し、現在既に所持している書籍に加えて古書店等で入手し得る中等教育の公民教育に関する書籍を逐次購入し、入手不可能なものに関しては学術情報処理センターとのアクセスにより所蔵図書館を検索した上、本学図書館を通して借り出すことにより、収集した。

(3) 前の審議会関係の資料収集と検討

上記の作業を前提に中等教育段階の公民教育に関し、教育関係審議会の議事録の関係部分の収集及び検討を行った。具体的には「教育審議会」(昭和12年－昭和16年)の議事録を中心とし、それとのかかわりから「文政審議会」(大正13年－昭和12年)「衆議院議員選挙革政審議会」(昭和5年－6年)等の関係審議会の関係部分の収集及び検討も行った。

(4) 地方の公民教育に関する資料収集

茨城県立歴史館等において資料収集を行い、また戦前の教育関係雑誌から地方の公民教育関係の記事の収集を行った。それに加えて古書購入および都立図書館等によって東京における中等教育関係の資料収集を行った。

【平成20年度】

(5) 収集資料の整理と検討

上記資料の収集がほぼ終了した段階でデータベース化作業(資料名、キーワード等の打ち込み作業)、及び収集資料のファイリング作業を行った。

(6) 資料の分析及びテーマの解明

上記作業によって分類・整理され、データ化された資料をもとに、当該テーマの解明に向けて分析作業を行った。

(7) 関係学会への報告

上記分析による結果をもとにして、口頭発

表による報告を行った(平成20年10月日本社会科教育学会第58回全国研究大会(滋賀大会))

(8) 研究成果を学会紀要等に報告

これまでの成果をもとに論文を作成した(茨城大学教育学部紀要(教育科学) no. 58 2009-7)

(9) 戦後の公民教育構想との関係の考察

(8)までの成果の上にとって、戦後の公民教育構想との関係の検討を行った。

(10) 現代の学習指導要領における公民教育との関連性の検討

本研究の現代的意義を確認するために平成20年7月に改訂された「中学校学習指導要領」の「公民的分野」の特色を検討した(参考文献 木村勝彦「社会科教育法 公民的分野 『私たちが生きる現代社会と文化』単元の位置づけとその構想」中学校社会 教科通信「Socio express」2009年秋号<教育出版>)

4. 研究成果

(1) 戦前の公民科研究の意義について

本研究では戦前の公民教育の意義を検討するために、特に中学校段階の昭和10年代の公民教育について1937年の教授要目の改訂を中心に検討を行った。

この時期、日本は1931年の満州事変の勃発、1932年の思想問題に対処するための国民精神文化研究所の創設、そして1935年の天皇機関説問題に伴う国体明徴運動の発生とそれに対する教学的対応として教学刷新評議会の設置など教育に対しても国家的統制を強めつつあった。

その意向を受けて1937年に出版された文部省による『国体の本義』はシンボル問題と権力問題における天皇主義化、対外問題における大日本主義の維持強化、現人神観及び神国観の復活強化と家族国家観の維持という傾向を持ったとされるが、それを前提に、同年、中学校、実業学校、高等女学校及び師範学校の教授要目が改訂された。このときの改訂は中学校の場合、「愈々国体ノ本義ヲ明徴ニシテ一層国民精神ヲ作興シ兼テ時代ノ進運ニ伴フ教授内容ノ刷新充実ヲ期スルノ趣旨ニ基クモノ」とあり、旧教授要目に対して「国体明徴」「国民精神の作興」を旗印に時代の風潮にあわせて改訂したものであった。この時の中学校に対する公民科の内容は自由主義的・個人主義的傾向を避けようとしたものと

され、『国体』観念こそが、公民科の教育内容の統一的編成原理として把握されることとなったと評価されている。

その後、公民科は教育審議会の答申を受けて、1943年の中等学校令で中学校、高等女学校及び実業学校については国民科修身の中に「吸収」されることになる。これは統一原理としての「国体」観念が単元構成の実質的なレベルで教育内容の拡散をもたらした結果、形式的なたてまへの賛美が改訂要目に与えられ、結果的にこれらのことが公民科の自壊を導いたとされる。このように、公民教育は1937年の改訂を経て変質し、天皇主義的色彩が強くなった結果、1943年の改訂で教科としての存在価値がなくなり、修身に吸収されたと説明される。しかし、この時期の公民科の位置づけについては、主として、教授要目ないし諸雑誌における行政官の論考の検討など教育行政レベルでの検討が主流であり、一方で、教育現場のレベルまで含めた検討は十分ではないと考えた。

そこで、本研究ではそのための教育行政レベルと教育現場レベルをつなぐ役割を担った二つの中等教育に関する研究会の事例を検討した。そこでは、1931年の公民科設置直後から大正デモクラシー的な意味合いが強いとされるその性格とは若干のずれを持ちながら現場教員の間では議論が行われていたこと、さらには上記のような国体明徴の主張が1937年以降、議論されながらも、現場では、教科書の使用、要目内容の統一性等の教育内在的議論、さらには公民的訓練の強調など多彩な議論が行われていた。

検討の結果、そこから伺えることは、中央の行政側が大きな変革として考えている国家観念の強調に対しては、現場では実践的問題との対応というクッションによって受け止められていたのではないかということである。中等教育における公民科の位置づけについてはすでに1931年の公民科設置の時点から実業補習学校公民科教授要綱に比較して国家の位置づけが強く出ていたと指摘されていること、したがって現場では1937年の改訂に関しては国体観念の強化という上からの要請をあまり抵抗なく、受け止めつつも、実際の授業を前提に方法的な問題に関する方がむしろ関心としては大きかったのではないかと考えられる。

(2) 戦後の公民教育構想との関係について

公民教育構想は、終戦直後から始まる前田多門文相のもとで進められた公民教育の振興から始まり、公民教育刷新委員会の成立とそ

の答申、公民教育要目委員会による公民科教材配当表の作成を経て『国民学校公民教師用書』及び『中等学校青年学校公民教師用書』の成立を以て歴史的には完成する。そして現場では公民科の授業が『公民教師用書』が出される数ヶ月前から開始される一方、1946年秋には社会科の導入が文部省とCIEとの間で合意され、社会科の成立へと向かっていく。

公民教育刷新委員会答申は次のような内容となっている。第1号答申は「公民教育の目標」のもと「学校教育における公民教育」と「社会教育に於ける公民教育」とに分れ、前者は更に「公民科教育」と「公民的実習」に、後者は青少年及び成人に対する公民教育にそれぞれ分けられている。目標にあるようにその趣旨は社会と個人が相互に有機的に関連していることを理解した上で、共同生活のよき構成者になることである。また第2号答申はその題目「学校教育に於ける公民教育の具体的方策」にあるように、第1号答申の「学校教育における公民教育」の部分を更に詳細に説明したものと解される。そこでは、まず世界の平和と人類の文化に貢献することが目標とされ、その為に国家体制は民主主義化すること及び国民が国際協調の精神を持ち、生活を合理化することが必要とされる。以上のような国家の方向を基礎に公民教育の目的が第1号答申の「公民教育の目標」と表裏一体のものとして示される。そしてこの目的にそって、公民教育の根本方向が7つ記される。これらは合理的精神の涵養を要求するものと、社会と個人との関係を論じたものとに分けられる。もちろん、合理的精神の涵養は究極的には公民教育の目的の「理解」を通して、又、社会と個人との関係については「共同生活ニ於ケル個人ノ能動性ノ自覚」によって、それぞれ「共同生活のよき構成者となる」ことへつながるものである。なお根本方向の「7、公民教育ノ方法ニツイテノ若干ノ指標」は教科内容の取り扱いについて、立体的総合的な教科内容の構成と具体的な事象を通じた取り扱いを強調したものである。

以上のことから、答申に記された公民教育は方法的には「共同生活のよき構成者となる」ために徳目的教授を廃して、「生活ト行動トヲ自覚的ニ社会化スル」ことすなわち学習者の生活に沿った教育を行うことが主張されていたと言える。

このような内容を持つ公民教育構想であるが、それを戦前の公民教育との関連で考えると以下のようなことがいえる。

- ① 戦後の「公民教育構想」は民主主義を中心的な概念とし、合理的精神の涵養

と共同社会におけるよき構成者の育成を目標としていたことについては戦前の特に1937年改訂以降の「国体精神の涵養」を根本概念として考えていたことは当然、逆転した形をとっている。

- ② しかし、戦後提示された内容は戦前の1931年に提示された公民科の配列をベースにしていること、そして1937年の改訂についても、それが「国家」を全面に出していることを除いては類似している部分が散見されること。また方法的な側面からは「公民教育構想」が断片的知識を改革するよう示していることに対して、戦前の公民教育においてもかつて「法制及経済」から同様の形で公民科を設置したことなど類似的側面も見られる。

以上のことから、戦後の「公民教育構想」と戦前の公民科については理念としては対極にあるものの、内容及び方法としての類似的側面を持っており、その意味での連続性を考えることが可能であることがわかった。ただし、その詳細についてはさらに検討の余地があると考えられる。

- (3) 現在の指導要領を考える上での意義について

本研究は、戦前の一時期における公民教育に関する研究である。現在、進行中の教育課程改革との関連で考えるとこの研究はどのような意味を持ち得るのか。今回、改訂された中学校指導要領「社会」では、周知のごとく改訂の方針として、①基礎的・基本的な知識、概念や技能の習得、②言語活動の充実、③社会参画、伝統や文化、宗教に関する学習の充実、の三点が示された。

内容的には戦前の公民科の実施状況から同時代を学習対象とするという類似性を持ち、かつ行政側が理念を示しながらも実際に教育現場では教育を取り巻く状況や現場で具体的に行うときの方法に注意点は集中しており、今回の教育課程改革においてもそのことは留意すべきことであると思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)
木村勝彦「昭和前期の中等段階に於ける公民教育—昭和12(1937)年の「公民科教授要目」改定を巡って」『茨城大学教育学部紀要：教育科学,』(58), 2009/07 査読無

〔学会発表〕(計 1 件)

木村勝彦「昭和前期の中等段階に於ける公民教育－昭和12年の「公民科教授要目」改訂を巡って－」日本社会科教育学会第58回全国研究大会(滋賀大会), 2008/10

6. 研究組織

(1) 研究代表者

木村 勝彦 (KIMURA KATSUHIKO)

茨城大学・教育学部・教授

研究者番号：60241759

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者